

KIT虎ノ門大学院 学習支援計画書(シラバス)

科 目 名		科目コード	単位数	開講期	講義形式
不正競争防止法特論		Z 300	1 単位	4 学期	ハイフレックス
Unfair Competition Law					
科 目 分 野		課 程 領 域			
著作権・不競法		知的財産マネジメント専門科目			
担 当 教 員 名	メールアドレス		連絡方法 / オフィスアワー		
中嶋 誠	-		(KIT虎ノ門事務室まで)		

関 連 し て い る 科 目 (履修推奨科目)		

授 業 の 概 要 と 到 達 目 標	
授業の主題と概要	

近年、知的財産法体系のなかで、不正競争防止法的重要性が高まっている。特に平成2年に導入された営業秘密の保護の制度は、保護される態様の拡大、民事規制に加えて平成15年に刑事規制が設けられ、平成23年に刑事訴訟法の特例として訴訟上の秘密保護の確保などの規定が設けられるなど、その重要性が認められて一段と強化された。さらに平成27年には、推定規定などの民事規制の強化に加えて、海外における営業秘密の侵害に、刑事罰の重罰化が行われた。加えて、第4次産業革命(IOT革命)は、知的財産法の体系と運用に大きな影響を与える。不正競争防止法における営業秘密の侵害は、特許権、商標権、意匠権などの侵害訴訟において、訴訟手段の補完的役割を果たす事が多い。最近では、特に技術的情報について、公開が前提とされる特許権で対応するか、企業内に止め営業秘密の保護により保証を図るかが、企業の重要な知的戦略になってきている。その法理と主要判例について考究する。

平成30年の国会において不正競争防止法の改正が行われ、第4次産業革命(IOT, Big data, AI)による超高度産業革命に対応するべく、データ活用促進にかかわる規定が定められる。ここでは上記「営業秘密の保護」では守られない膨大な量のデータについて、その流通・利活用の促進を図りつつデータ上の所有者の保護を認める措置が必要である。従って、データの不正取得・使用・提供などについて一定の要件を定めて民事上の差止請求などの規定を定める。「営業秘密の保護」と並ぶ重要な規則であり、いなければ「データ権の保護」を行い、高度情報革命の実現にとって不可欠な規定である。令和3年の国会において、IOT・AI技術を駆使してデータ分析・利用を図る巨大企業について規制を行う法律が日本において施行された。さらに、デジタル空間における模倣行為の禁止、国際的な営業秘密侵害事案における手続きの明確化等の改正が令和6年から施行される。その他不正競争防止法の全体系について、法理と主要判例を研究する。

到達（修得）目標

不正競争防止法について、実務家として必要なレベルの法的な知識を修得することを目標とする。

受講対象者

企業において知的財産権関連の業務に係る職務を希望する方や弁理士試験を受験しようとする方が受講をされることを期待する。 また知財関係の職務に限らず、企業経営の公正化、透明化、効率化にも新しいビッグデータを中心とする情報革命への対応に関連する方々の参加に役立たせたい。

履 修 上 の 注 意 事 項 や ア ド バ イ ス

※ 欠席が、2コマ(90分＝1コマ)を超える場合は、単位修得にも影響する。欠席の際は、事前連絡を徹底すること。

※ 担当する教員は実務家教員とする。

※ 授業にて配布する資料等教材や講義収録映像・音声の無断転用・転載を禁じます。

コンピテンシ修得目標					
------------	--	--	--	--	--

知識領域（Y軸）		ヒューマンパワー（Z軸）		思考プロセス（X軸）	
Y1: 基盤法令・テクノロジー	○	Z1: 問題発見力	○	X1: 企画	○
Y2: 応用法令・実務・テクノロジー	○	Z2: 独創力	○	X2: 構想	○
Y3: グローバル法令・実務	○	Z3: 問題解決力	○	X3: 調査・分析	○
Y4: マネジメント	○	Z4: プレゼンテーション力	○	X4: 設計・開発	○
Y5: 戦略立案	○	Z5: 変革推進力	○	X5: 変革	○
Y6: 標準化	○	Z6: コミュニケーション力	○	X6: 導入・運用	○
		Z7: リーダーシップ力	○	X7: 評価・検証	○
		Z8: ネゴシエーション力	○	X8: リーガルマインド	○
		Z9: オーナーシップ力	○	X9: ライフサイクル	○

プラクティカム		
---------	--	--

イベント / ケース		教育技法	マテリアル / ツール
1	期末課題として、レポートを実施予定	レポート	

評 価 の 方 法	
-----------	--

(総合評価項目と割合)		評 価 の 要 点
学習態度・期末課題	100%	毎回、事務室より出席簿を準備する。
合計	100%	特に、期末課題は重要視する。

テキスト・参考図書など		備 考
※ 追加する場合を含め、一部変更となる場合もございますので予めご了承ください		
テキスト (購入が必要)	適宜配布予定	
参考図書 (購入は任意・講師推奨)	・『知的財産法学の歴史的鳥瞰(現代知的財産法講座4(日本評論社)所収) 日本の不正競争防止法における営業秘密の保護の強化と日米欧の比較』棚橋祐治 ・経済産業省(前通商産業省)監修 逐条解説 改正不正競争防止法 ・経済産業省産業構造審議会知的財産分科会答申「データ利活用促進に関する中間報告」 ・経済産業省不正競争防止法改正法(ビッグデータ対策等)	
参 考 URL		
適宜紹介予定		

コマ	学 習 内 容	事前準備・課題	担当者	時間
1.2	『不正競争防止法の沿革、概念、規制態様』 不正競争防止法の沿革をたどり、不正競争防止法における不正競争の概念の変遷と規制態様の拡大を考察する。 『不正競争防止法の位置と体系』 知的財産法における不正競争防止法の位置。不正競争行為の類型。 『不正競争行為の個別類型(1)』 商品、営業主体混同惹起行為。著名表示冒用行為。法理と判例研究。 商品形態模倣行為。法理と判例研究。	内容の予習	中嶋	180分
	イベント			
3.4	『不正競争行為の個別類型(2)』 コンテンツの技術的制限手段の無効化機器提供行為。法理と判例研究。 ドメイン名不正取得等行為。法理と判例研究。 『不正競争行為の個別類型(3)』 商品の原産地誤認ならびに商品の品質・内容・数量等誤認表示行為および 役務の質・内容・数量等誤認表示行為。法理と判例研究。 信用毀損行為。代理人等の商標冒用行為。法理と判例研究。	内容の予習	中嶋	180分
	イベント			
5.6	『条約上不正行為として禁止する行為』 外国の国旗等の商業上の使用禁止、国際機関の標章の商業上の使用禁止、 外国公務員等に対する不正利益供与の禁止。 『民事上・刑事上の規律』 民事上の規律(差止請求権・損害請求権・信用回復など)。 刑事上の規律(刑事罰の強化、国外適用など)。 『不正競争行為の個別類型(4)－1』 営業秘密の不正取得・使用・開示行為(1)。法理と判例研究。	内容の予習	中嶋	180分
	イベント			
7.8	『不正競争行為の個別類型(4)－2』 営業秘密の不正取得・使用・開示行為(2)。法理と判例研究。 営業秘密の保護と刑事訴訟法の裁判公開原則の特例。 『不正競争行為の規制の強化』 米国の経済スパイ法の研究。 独・仏・英および中国の制度比較。 水際における模倣品規制対策など新しい不正競争行為の規制強化の検討。 『ビッグデータに係る不正競争行為の個別類型』 ビッグデータの不正取得・使用・開示行為。法理研究。	内容の予習	中嶋	180分
	イベント			

※ 講義日程は、学事ポータルの講義日程表をご参照ください。
※ 学習内容やスケジュールは、状況に応じて一部変更・改善が生じる場合があります。